

2024 年度所定疾患施設療養費の公表

入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患（以下に記載）を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。厚生労働省が定める基準に基づき、今年度の当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象となる所定の疾患

- 肺炎
- 尿路感染症
- 带状疱疹
- 蜂窩織炎
- 慢性心不全の増悪

上記により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射処置などを行なわれる場合に算定します。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定をします。診断名、診断を行なった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。請求に際して、診断、行なった検査、治療内容等を記載します。算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

疾患別の主な治療内容

投薬、検査、注射、処置等の内容

○対象疾患と主な治療内容

肺炎	血液検査・尿検査・血中濃度の測定など、診察結果を基に抗生剤(内服)・水分補給(経口・点滴)など適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	尿検査。血液検査など、診察結果を基に抗生剤(内服)・水分補給(経口・点滴)など適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合 診察結果を基に内服・抗ウイルス剤点滴など適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に抗生剤(内服・点滴注射など)適宜必要な治療を行う。
慢性心不全の増悪	利尿剤の量の調整、水分管理

2024年度 算定状況

算定月/診断名		肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎	慢性心不全の増悪	計
4月	人数	2	4	0	0	0	6
	日数	12	26	0	0	0	38
5月	人数	1	0	0	0	0	1
	日数	2	0	0	0	0	2
6月	人数	0	1	0	0	0	1
	日数	0	5	0	0	0	5
7月	人数	0	1	0	0	0	1
	日数	0	2	0	0	0	2
8月	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
9月	人数	0	3	0	0	0	3
	日数	0	13	0	0	0	13
10月	人数	0	4	0	1	0	5
	日数	0	17	0	7	0	24
11月	人数	0	1	0	0	0	1
	日数	0	6	0	0	0	6
12月	人数	1	2	0	0	0	3
	日数	5	11	0	0	0	16
1月	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
2月	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
3月	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0